

京都大学情報環境機構及び学術情報メディアセンター広報教育委員会内規

平成17年4月12日運営委員会、教員会議決定

平成18年5月16日運営委員会、教員会議決定

第1条 この内規は、情報環境機構（以下「機構」という。）規程第11条に基づき運営委員会及び学術情報メディアセンター（以下「センター」という。）の教員会議内規第8条に基づき教員会議に置かれる広報教育委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

第2条 委員会は、機構及びセンターの広報・教育に関する以下の事項を審議する。

- (1) 年報、ホームページなどの情報発信に係る企画及び編集
- (2) 図書資料、デジタル教材の収集、選定、管理
- (3) 講習会の企画調整

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) センターの教員 若干名
- (2) 情報企画課長及び情報企画課グループ長
- (3) その他機構長が必要と認めた情報環境部職員 若干名

2 前項第1号の委員は、センター長が委嘱する。

3 前々項第3号の委員は、機構長が委嘱する。

4 第1項第1号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員のうちから機構長及びセンター長の協議によって指名する。

2 委員長は、委員会を招集して議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第5条 委員会に関する事務は、情報環境部情報企画課総務・企画グループ総務担当において処理する。

第6条 委員会に、全国共同利用サービスに関する広報などを企画及び編集するため全国共同利用版広報編集部会を置く。

2 全国共同利用版広報編集部会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 委員会の委員のうち、あらかじめ委員長が指名した議長
- (2) センターの教員 若干名
- (3) その他議長が必要と認めた者 若干名

第7条 議長は全国共同利用版広報編集部会を招集する。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した委員が、その職務を代行する。

3 全国共同利用版広報編集部会に関する事務は、情報環境部情報基盤課共同利用支援グループ全国共同利用担当において処理する。

第8条 委員会に、ホームページに関する事項を検討するためWeb部会を置く。

2 Web部会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 委員会の委員のうち、あらかじめ委員長が指名した議長
- (2) センターの教職員 若干名
- (3) 情報環境部職員 若干名
- (4) その他議長が必要と認めた者 若干名

第9条 議長はWeb部会を招集する。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した委員が、その職務を代行する。

3 Web部会に関する事務は、情報環境部情報企画課総務・企画グループ総務担当において処理する。

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この内規は、平成17年4月12日から施行する。

この内規は、平成18年4月1日から施行する。